

第 141 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 4 年 10 月 6 日（木） 12：59～15：13

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳太郎内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 4 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 3：国家資格等に係る手続のオンライン化等（デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省）>

（デジタル庁）デジタル庁においては、前回説明したとおり、国家資格の手続について、令和 5 年度中に各資格管理者が共同利用できる資格情報連携に関するシステムの開発を行い、令和 6 年度に国家資格等のデジタル化を開始する予定であるが、各国家資格の制度所管省庁に対して、システムの利用意向に係る棚卸調査を実施しており、システムの利用意向が明確な資格については、既に決まっている 32 資格に加える形で、搭載に向けて法改正等の具体的な調整を進めているところ。システムへの搭載意向が明確でない資格についても説明会等を随時開催するなど、取組を進めているところ。システムへの搭載は、一義的には制度所管省庁あるいは資格を管理する団体等によって最終的に意思決定されるものと理解しているが、デジタル庁においては、いただいた意見等も踏まえて、できる限り多くの資格がこのシステムを利用することが可能となるよう、引き続き取組を進めていきたいと考えている。

（厚生労働省）「オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止」について、1 次ヒアリングでお答えしたとおりだが、提案を十分に念頭に置いた上で、都道府県に説明会とアンケート調査を実施しているところ。具体的なシステムの利用意向等あるいはそのシステムの組立て方を検討しており、前向きに検討していきたいと考えている。

管理栄養士の場合は、都道府県資格である栄養士免許の取得を前提とした上で、管理栄養士の国家資格を取得できるという他の資格と異なる点があるため、やや検討事項が多いが、いずれにしろ前向きに検討したいと考えている。

製菓衛生師とクリーニング師について、デジタル庁の説明と重複するため割愛するが、ほぼ同じ考え方で御理解いただければと思う。

登録販売者の登録関係手続も、都道府県の意見等も伺いながら、関係者と連携しつつ検討を進めていくこととしている。

（国土交通省）全国通訳案内士に関しても、都道府県に対し意見を聞いている。その中で、申請者や都道府県等の負担軽減になるのであれば利用したいという意見、各種登録申請等ができる全国统一のオンライン申請システムが欲しいという話があったほか、オンラインでの申請者の本人確認をどうやって行うのか、手数料の収受をどのように行うのかといった課題があるという意見をいただいている。こうした点はデジタル庁にも伝えていくが、今後決定するシステムの詳細な仕様や都道府県の意向を踏まえながら、デジタル庁をはじめとする関係省庁と協議し、引き続きしっかりと検討していきたいと考えている。

（高橋部会長）システム設計上、先行している 32 の国家資格と同じタイミングで実施するためのデッドラインはいつぐらいになるか。

（デジタル庁）一概には言えず、それぞれ実際に要望を聞いて決めていかなくてはならないが、最大限早くやっていきたいと思っている。

一方で、法改正で新しく追加する作業が必要になるため、そちらをまずはきちんとやって、並行してシステムの作業も進めていくことになる。

- (高橋部会長) 法改正は、来年の通常国会で行っていただければ間に合うか。それとも、再来年でも間に合うのか。
- (デジタル庁) 再来年になると、その分、全体のスケジュールは当然遅れていくことになる。
- (高橋部会長) そうであれば、来年の通常国会での法改正が基本だと思う。意向確認との話があったが、実施したいという地方公共団体はかなりあるはずである。政府のデジタル化を進めるという方針から言えば、実施したい地方公共団体があればそれを前提にしてシステムをつくるのが原則だと思う。まず、製菓衛生師、クリーニング師についてはいかがか。
- (厚生労働省) 今、意向調査や実態把握の調査をしているので、全体のスケジュール感あるいはデジタル化の推進状況をしっかり念頭に置いて、総合的に考えながら、具体的にはデジタル庁と相談をする形になるかと思う。
- (大橋部会長代理) 今回、これだけ地方公共団体から提案が出ているので、利用意向がないということはないと思う。そうであれば、制度をつくっていただいて、参加できるところから参加していただいたらよいのではないか。
- 地方公共団体の意向が大事ということはまさにそのとおりだが、このシステムができると利用者にとっても便利になる。戸籍謄本等を取り寄せて様々な煩雑な手続をやらなければいけないところから解放されるということからすると、地方公共団体の後ろにいる利用者のことも考えれば、地方公共団体の意向だけで決められないシステムだと思う。
- だからこそ、国がこのシステムを進めているのだとすると、利用者のためにもいち早く整備いただくことが大前提ではないか。この段階で地方公共団体の意向調査に時間をかけることは、生産的ではない。
- (厚生労働省) 諸条件等を詰めていかなければならないため、我々としては、登録の実施主体である都道府県で利用したいところは利用すればよいということもあるが、しっかりとコミュニケーションを取った上で法改正をするということも大事にしていきたいと思っているので、調査やコミュニケーションは急ぎながら、デジタル庁をはじめ関係省庁と検討を進めていきたい。
- (高橋部会長) 法改正するのであれば、12月の閣議決定に、法改正する前提で対応方針を載せていただきたい。そのスケジュール感で作業していただくことは不可能なのか。
- (厚生労働省) どういった条件なのか、あるいは、どういった条件をクリアしなければならないかについて、よく相談していきたいと思う。
- (高橋部会長) できないならできない理由を言っていただきたい。閣議決定までにどういう理由で間に合わせられないのか。実態調査などはやる気になれば1か月ですぐできる。いつまでに集約が終わるのか。
- (厚生労働省) 今集めているところなので早めに終わらせる。その後、諸条件を詰めなければならないことは理解しているので、そちらのスケジュール感とかみ合わせていけるようにしたい。
- (高橋部会長) 我々も閣議決定を控えている。政府全体の方針でアジャイルと言っており、迅速に作業しなさいとなっているのだから、事務局とよく調整していただければありがたい。次に登録販売者はいかがか。
- (厚生労働省) 都道府県からは、現時点で事務負担や予算といった詳細がまだ判然としないということで、なかなか判断ができないという意見も伺っている。先ほどの答弁と同じような話になるが、詳細も踏まえた上で判断していくことになる。ただし、このシステム利用について消極的ということではなく、デジタル庁と連携しながら検討を進めたいと考えている。
- (高橋部会長) その場合の予算というのは、どのようなものか。
- (厚生労働省) 都道府県側がどういう予算を求められるのかといったコストのことである。
- (高橋部会長) 都道府県に負担を求めるとなるとシステムなのか。
- (デジタル庁) システムの利用料金は負担を求めないという方針で考えている。
- (高橋部会長) その旨は都道府県に伝えているのか。
- (厚生労働省) そこまで詳細をお示ししているわけではない。今後、さらに明らかになってくれば示していく。
- (高橋部会長) 横の連携が全然とれていないのではないか。デジタル庁に聞けば分かった話なので、しっかりデジタル庁と連携を取っていただきたい。システムの利用料金を求めない方針と聞けば都道府県は実施すると言うはず。いつまでに作業していただけるか。
- (厚生労働省) いつまでにとは申し上げられないが、連携して速やかに対応していきたい。
- (高橋部会長) 事務局とよく調整していただきたい。調理師はいかがか。
- (厚生労働省) 調理師も同様に都道府県等に対するアンケート調査等を行っているが、遅れないようにしたいと

思う。

(高橋部会長) これも事務局とよく調整していただいて。観光庁はいかがか。

(国土交通省) 先ほどお伝えしたとおり、都道府県の意向調査を行っており、負担軽減になるのであれば利用したいという意見があった。また、各種登録申請ができる全国統一のオンライン申請システムが欲しいという前向きなお話とともに、まだシステムの内容が分かっていないため、オンラインでの申請者本人の確認や手数料の収受をどのようにすればよいのかという疑問も呈されたところ。そのあたりをデジタル庁にお伝えしている。したがって、今後決定していくシステムの詳細な仕様が大事になってくると思うが、デジタル庁と一緒にしっかりと検討していきたい。

(高橋部会長) そのあたりの疑問については、デジタル庁から明確なお返事をいただけるのではないかなと思う。今、手数料等の徴収をデジタルでできないということはあり得ないのではないかな。

(デジタル庁) キャッシュレスの話も同時にプラットフォームを検討しているところであり、我々システムをつくる立場としては、実際にどんな添付書類があるのか、業務フローはどうなのかということをしっかりお聞きしながら、共同してシステムをつくり上げていこうと思っている。

(高橋部会長) 実施上の疑問はないということをお前提にすると、観光庁については実施する方向で検討いただきたいが、いかがか。

(国土交通省) 都道府県と通訳案内士がユーザーであり、(それらの意向は) 作っていただくシステムそのものに関わってくると思うので、それに基づいてやっていきたい。

(大橋部会長代理) 都道府県経由事務についてお聞きしたいが、随分のんびりした感じの回答だと受け止めている。経由事務の問題はここ数年、この会議でも提案として出ているが、簡単に言うと経由事務を存続することの合理的な理由は全くない。都道府県は、今回の提案に出ているように、非常に多大な事務負担がかかっており、このオンラインの時代にまだこんな中二階を残すのかということもあって、しかも資格取得者にとっても便利にならないということで、1次ヒアリングから、経由事務を維持するのであればその合理的な存続理由を明らかにしてほしいとお願いしている。しかし、理由が一向に出てきていないので、そうであるとすればここに時間をかけるのではなく、まずは廃止ということを決めていただいた後にシステムづくりに入っていくことをお願いしたいが、いかがか。

(厚生労働省) システムづくりと並行してやっていく必要があると思う。オンラインになった場合に(都道府県経由事務が) 存続するにはそれなりに合理的な理由が必要ということはそのとおりだが、実際の実務としてオンラインでどのようにしていくかということとセットでないといけないと思うので、できるだけ急いで詰めていきたい。

ちなみに管理栄養士の場合、栄養士のシステムは都道府県で持っているので、片方だけ紙などということではできないため、その調整も含めて検討している。

(高橋部会長) 経由事務について廃止するという話になれば、それを前提にシステムを組まれるということによるしいか。

(デジタル庁) もちろん、都道府県経由事務を廃止するというのであれば、廃止した手続フローに対応できるようなシステムを設計・開発することになる。

(厚生労働省) 付言すると、都道府県に対する説明会等の際も、そういう開発状況であるということをお伝えしながら意向確認等を進めている。

(高橋部会長) 承知した。デジタル庁にお願いしたいのは、経由事務を廃止する際には、都道府県に前さばきをしていただくということと、都道府県がそれによって自分の地域の事業者の状況が分かるという2つの面があると思う。前さばきのところの整理をしていただくことと、直接オンライン申請をしたときにも都道府県のほうから状況が分かるように、システム面で配慮いただければと思う。

(デジタル庁) その点については、自治体の要望と制度所管省庁の要望の両方をしっかりと聞きつつ、システム面にどう反映させていくかということを考えていきたい。

(高橋部会長) 管理栄養士についてはお聞きしたが、経由事務が入っているものはほかにも、医師、歯科医師、看護師と多数ある。本日いらっしやっている各局所管の経由事務の廃止についてはいかがか。

(厚生労働省) 医政局においては、今回の国家資格等情報連携活用システムの導入に関して、システムとのつなぎをするためのシステム開発経費を令和5年度予算で要求しており、うまく連携するようにしていきたいと思っている。一方、当初は全部を切り替えることは難しいかもしれないので、最初の段階は現状の紙の活用と併

用するような仕組みになるのではないかと思っている。

(高橋部会長) 經由事務を廃止する方向で検討するということか。

(厚生労働省) 実際に確実に廃止するということになると時間がかかると思うので、併用するような形で今は考えている。

(高橋部会長) 徐々に、ということで承知した。医薬・生活衛生局、薬剤師はいかがか。

(厚生労働省) 薬剤師についても、医師等と同じように検討を進めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 横並びで廃止する方向ということでよろしいか。

(厚生労働省) 經由事務の廃止または低減という方向で検討している。

(高橋部会長) 承知した。繰り返しお願いするが、我々は12月の閣議決定を控えていて、アジャイルな意思決定を特にデジタルについてはお願いしている。都道府県の意向、ユーザーの意向をお聞きすることは極めて重要だが、実施したいという都道府県がある以上、併用でも構わないので、そこは全部（經由事務を国に）移管する方向で作業していただくことが基本だと思う。ぜひ前向きに、今年度、一歩足を踏み出していくという方向で、事務局とよく調整いただければありがたい。

<通番14：マイナンバーカード関係手続の合理化（デジタル庁、総務省）>

(高橋部会長) これから全国民がマイナンバーカードを持つ時代となり、有効期間が10年とすると単純計算で年間約1,000万人ずつ更新が発生するわけであり、市町村にとっては負担だと思う。この点は認識されているということでしょうか。

(総務省) その通り。

(大橋部会長代理) 委託範囲を広げることは非常にありがたいが、本人確認事務の委託が一番大事なことであり、その周辺部分を拡充ということでは、今回の提案に対する答えにはならないと思う。

郵便局の活用について、全国約2万の郵便局へ簡単に委託できる仕組みだと思っていたが、そうではなく、郵便局が地元の自治体と話し合いをして、議会の承認などを経るなど、いろいろな手続を経なければ実施できない仕組みとなっており、これだけ負担が重いと委託は進まないと思う。よって、総務大臣と日本郵便の社長で話し合いをするなどし、リーガルスキームをつくって、個別の郵便局が手を挙げればすぐに動き出せるとか、休日に開いている基幹局であれば簡単に委託できるという仕組みにまで落とし込まないと、今のままでは、5年、10年経っても、委託は進まないと思う。郵便局への委託を推進するのであれば、本当に委託が広がるような制度設計を国にお願いしたい。

1次ヒアリングで、建築確認を例に出したが、業務が違うことは重々承知。公権力の行使を問題にしているといつまで経っても委託が進まない。建築確認では国交省が公権力の行使を委ねられる条件を考えて制度をつくったのであれば、今回も、不正対抗技術の条件がどうであれば本人確認の委託に踏み切れるのかという具体的な議論をしていただかないと、地方公共団体としては、また制度が動かなかったかというだけで終わってしまう。デジタル技術の進展を待つのではなく、どのような条件であれば、本人確認のところを具体的にやれるのかということについて、具体論を出していただきたいと思うが、いかがか。

(総務省) まず、不正対抗技術については、不正する側も、それを見破る側も、両方技術を追いかけており、引き続き状況を見ていきたい。公権力の行使については、郵便局においては郵便局事務取扱法という法律があり、職員に一定の守秘義務を課す、あるいは、自治体との関係を規律する仕組みがあるので、これを活用して委託を進めている。行政法学における公権力の行使の由来は、議会により与えられた権限があるということである。したがって、公権力の行使性が一種の公証行為であるということを前提にし、それを元にどういう仕組みをつくるかということを経験して、令和3年に郵便局事務取扱法を改正し、郵便局の活用制度をつくった。

市町村と郵便局の協議や、議会の議決が必要ということで、郵便局への委託が進まないのではということについては、市町村長に権限がある一定の事務を郵便局にお願いすることから、そのような仕組みが設けられている中で、私どもとしては、財政的な負担がなるべくないように、補助金については十分に確保しているつもりである。加えて、日本郵便と総務省の郵便担当部局と一緒に連携して、各自治体でこの取組が進むように、いろいろな助言をしたり、日本郵便にも協力をお願いしたりという形で進めているという状況である。

(高橋部会長) 今のお話だが、どう進めているのかが見える形で、後で事務局を通じて御説明をお願いしたい。

(総務省) 承知した。

(高橋部会長) オンラインによる本人確認については、セキュリティを突破されることに懸念があるということ

か。

(総務省) 未来永劫実現できないというわけではなくて、技術の進歩を十分に把握しながら、よりよい方法を考えていく必要があると思っている。現時点では、難しいということである。

(高橋部会長) 承知した。郵便局への事務委託については、総務大臣から増田社長に直接お願いしていただき、ぜひ全国展開をお願いしたい。

もう一つは、市町村職員の出張申請受付について。一々出張するとなると市町村職員にとって大変であり、例えば系統的に、独法のようなものをつくり、そこで一元的に本人確認ができるようにするといったことは無理なのか。

(総務省) 資料5ページに記載のとおり、住所地以外の市町村職員が本人確認を行ってマイナンバーカードの申請を受け付けるという仕組みがある。これは、企業に市町村職員が出張して、従業員の本人確認の上、申請を受け付け、出来上がったカードを郵送するというものであるが、当然、企業の従業員の中には、市町村職員が属している住所地だけではなく、その他の住所地の方もいるので、企業の出張申請受付ではそのような仕組みが設けられている。一方で、商業施設での出張申請受付の場合にはそのような仕組みが設けられていないという御指摘が提案としてあったと認識しており、これを制度化する方向で現在検討している。

(高橋部会長) つまり、市町村職員が商業施設に出張し、そこで受け付ければ、日本全国、どこの市町村に住んでいる方でも本人確認をして申請を受け付けることができるようにするということが。

(総務省) 経由事務の形態は取るが、当該市町村職員が対面で本人確認書類の提示を受けて交付申請書の提出を受け付け、住所地市町村に対してその旨を連絡し、出来上がったカードは住所地市町村に届く。住所地市町村で住民基本台帳の情報の確認、経由市町村に提示された本人確認書類の確認を行い、住所地市町村から郵送するという仕組みになる。

(高橋部会長) 商業地にある市町村だけが忙しくなるように思われるが、そこはどうか。

(総務省) 実際そのような指摘もあるが、今回、そういう仕組みをつくってほしいという御要望があったので、前向きに検討している。

(高橋部会長) 共同処理のように、みんなで負担しようということはできないのか。

(総務省) 制度上は、窓口独法の仕組みはある。

(高橋部会長) そちらのほうが負担の不平等感はないように思う。ただし、これは私の個人的な感想とだけ思っていたらありがたい。いずれにしても、制度化の方向ということで、ありがたい。

ただ、オンラインによる本人確認が、今の技術では難しいというだけでは説明が抽象的なので、もう少し具体的に示していただくと、市町村向けに説明ができると思うので、事務局に説明資料を出していただきたい。

(大橋部会長代理) 住所地以外の市町村職員が本人確認を行うことについて、全国的にマイナンバーカード交付事務で忙しいところ、それを引き受けるようなマンパワーは自治体にあるのか。確かに、大規模なところで受けるというアイデアは非常にいいと思うが、特定の自治体に負担させるようなやり方が本当にいいのか。イメージとしては、大規模接種会場のような形を考えてやるなど、人員の工夫をしないと、自治体間だけで手を挙げてやってもらうということでは、限界があるのではないか。

(総務省) これは、第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解で、企業に出張申請をしたときには受け付けた市町村職員が周辺自治体も含めて本人確認ができるのに、商業施設の場合にはそういう制度がないという指摘があったことから対応するというものであり、実施を強制するものではない。

(高橋部会長) 分権提案そのものの実現は重要である。提案を契機にして何か新しいことが見えてくれば、それも御検討いただけるものと我々は理解している。大規模接種会場のようなアイデアも考え得るのではないか。

(総務省) 自治体によっては、既にそういうアイデアをお持ちであり、あるいは、今の法制度上は市町村長が本人確認をすとなっているが、都道府県を巻き込んで大規模受付会場を用意するなど、周辺自治体と協力する動きもあるので、そういうことに対しても、財政支援として補助金を十分活用できるように取り組んでいきたい。

(高橋部会長) 将来向けの話だが、それを制度化していただいたらどうか。

(総務省) 制度化のイメージは、どういうものか。

(高橋部会長) 24時間対応できるような専門組織をつくっていただけると、将来的には好ましいのではないか。

(総務省) 今ある制度としては、先ほど申し上げた市町村の窓口事務を共同化するような地方独立行政法人の制度はあるが、それを活用する自治体が現れてきていないということが現状かと認識している。

(高橋部会長) 承知した。将来的な話として申し上げた。

<通番2：住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大（総務省、農林水産省、国土交通省）>

(総務省) 提案のあった所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく所有者の探索に係る事務及び森林法に基づく林地台帳の作成・更新事務について、所要の法律改正を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能するための必要な措置を講じることとしたい。加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務が他にはないのか、関係省庁にヒアリングを行った。ヒアリングで聞き取った事務を精査し、こちらについても必要な措置を講じることとしたい。

提案のあった事務以外で粗上に上がっているものとしては、資料の2ページに記載しているが、森林経営管理法に基づく経営管理集積計画等の策定事務や不明森林共有者・不明森林所有者の探索事務等について、住民基本台帳ネットワークシステムを活用したいというもの。こちらについても必要な措置を講じたいと思っており、関係省庁とともに検討を進めていきたいと思っている。不動産登記法に基づく法務局の地図作成事業、筆界特定制度における土地所有者等の調査及び表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく所有者等の探索についても同様に、住民基本台帳ネットワークシステムの活用ができるよう、関係省庁と協力して必要な措置を講じることとしたい。

(高橋部会長) 分権一括法で対応するというのでよいか。

(総務省) その方向で関係省庁と対応していきたい。

(林野庁) 総務省と連携し、分権一括法で対応したいと思っている。

(国土交通省) 私どもも同様で、政府内部の検討等に当たり必要な協力をし、分権一括法での改正に向けた準備をしているところ。

(高橋部会長代理) 提案のあったもの以外で、森林経営管理法、不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が挙がっているが、資料には「等」と記載されており、他にもまだ住民基本台帳ネットワークシステムを活用可能とする法律があるということか。

(総務省) 本日公表できるものとしては資料に記載しているものだけになるが、現在関係省庁と調整中のものもある。整理中であり、関係省庁と調整ができていない段階で資料に記載することは困難であり、そのような意味で「等」としている。

(高橋部会長代理) 承知した。土地利用関係であればもう少し住民基本台帳ネットワークシステムの活用を可能としてもよいのではと思ったため、ぜひ拡大の方向でお願いしたい。

(高橋部会長) 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務をさらに広げる方向で、かつ、分権一括法で対応する方向で御努力いただければと思う。

<通番6：セーフティネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化（経済産業省）>

(高橋部会長) 事務手続のオンライン化について、費用負担の考え方をお示しいただくということである。その際、こういう社会基盤について国が先導的に整備していくことが、今、強く求められていることだと思う。自治体に費用負担はかけないことが基本だと思うが、いかがか。

(経済産業省) 自治体がどの程度負担するのか、それとも負担ゼロなのかも含めて、自治体の御意見を聞きながら、一方で、システムが永続的に動かないといけないので、そういった観点も含めて今年度中に考え方を整理したい。

(高橋部会長) これはお願いベースである。一銭も負担させるなどとは言わないけれども、なるべく自治体の負担がないように考え方を整理していただければありがたい。

次に、認定機関の拡充については、補助的な業務について前向きに御検討いただけるということだが、通知等出していただけるのか。具体的な措置内容はお考えか。

(経済産業省) これについては、今回の提案の方向で先生方の御理解が得られたら、まず、商工団体と調整し、商工団体の理解も得られたら、こちらについては、基礎自治体向けあるいは商工団体向けに通知を出すことで明確化していくということを考えている。

(高橋部会長) 商工団体とはこれから御調整ということか。

(経済産業省) 然り。まだ商工団体が極めて慎重な姿勢のため、今回の提案の方向で御理解を先生方にいただけたら、これから全力でやりたい。

(大橋部会長代理) 今回、お話を聞いて、全国の商工会議所や商工会の現状が分かったので、一步でも進めるといふことと、地方公共団体の中で商工会等を巻き込んで施策を展開したいという意向があり、全部ではなくても、そういう意向のあるところから動かせるところは動かしていきたいので、まず、選択肢を広げる意味で、前さばきや窓口で入って話をし、自治体につなげるといふことが、今は全然ないのであれば、まずはそれを第一歩で進めていただきたい。そういうものが、実を結んで、実績になって、さらに経験値が上がっていけば、先々には商工会にきちんと一つの主体としてこの仕組みに関与していただくようなことも描けるかと思つたが、現状を聞くと、なかなかまだその芽がない状況である。苦勞しているところはあつて、地方公共団体でもどうにもならないところもあるとお話が提案で出ているので、こういう知見が生かせるのであれば、ぜひ御紹介いただきたい。

(高橋部会長) 選択的にできるところで行っていただく方向で、ぜひ商工団体を説得していただければありがたい。閣議決定に向けて、事務局とよく御調整いただきたい。

＜通番7：認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等（内閣府・文部科学省・厚生労働省）＞

(高橋部会長) ヒアリングの前に行ったアンケートについて、分権室の集計では、少なくとも、回答のあつた42都道府県中、事前協議を廃止しても支障がないと回答した都道府県が35あつた。また、回答のあつた73市中、事前協議を廃止することを希望している市が48ある。実際、都道府県と市は連携や意見交換をするのが普通であり、制度を廃止できないという理由はこのアンケートからは窺えないが、どのように考えているか。

(内閣府) 各自治体の意向は当然あるが、私立幼稚園は、教育行政の観点から都道府県が認可をしている。認定こども園については、1号、2号、3号という類型のうち、保育に係る児童のみならず、教育施設としての観点から、1号の児童も受け入れている。そのような位置づけもあり、例えば、23ページでは、政令指定都市、中核市の中には協議を廃止してほしいという意向があるが、県としては、少子化により今後施設の数が過剰になることが想定され、施設の適正配置について慎重な判断が必要になると回答しているところがある。このような意見について考慮すべきではないかと考えている。

(高橋部会長) アンケートについて、22ページを見ると、事前調整で決着がつかなかったものが事前協議の中で出てきたと思うが、そのほとんどは、基準を満たせとか、特別な配慮を必要とする園児の受入体制を整えてほしいなど、広域調整とは全く関係ない意見となっている。内閣府の提出資料を見ても、広域調整の観点からの事前協議の必要性はおよそ感じられず、実際上、事前協議の意味が計画段階で調整されているもので十分だといふことの証明のように思うが、そこはどのように考えているか。

(内閣府) 部会長の指摘は受け止めるが、今回の意見照会では、実際に事前協議においてどのような意見を発出したかを聞いている。広域調整の観点があつたかどうかといふことであれば、当然ながら、事前調整等の段階で検討や調整があつた上で、もしそれが調つたのであれば、実際の事前協議に当たり、最終的には県から意見を出す必要はない。ここに載っていないからといふと、広域的な観点からの意見がないとはならない。

(高橋部会長) 22ページは、実際上の事前協議の必要性を示すための意見なのではないか。事前協議に実質的な意味があることを証明するために出された意見がこれであるのだから、事実上ほとんど意味がないと受け止めるを得ない。

(内閣府) 基本的には事前にいろいろなやり取りをしていると思うが、その結果として、書面による指摘は必要がない、これで異存はないというやり取りになつていたと思う。

(高橋部会長) 計画段階の協議のフォローアップのようなもので十分ではないか。このアンケートからは、制度として事前協議をする必要性は全く示されていない。都道府県は市を含む区域の行政を担当しており、都道府県と市が連携するのは当たり前である。わざわざ事前協議という制度的な義務付けを伴わなくとも、実際上、緊密に連携しながら作業をしている。このように形式的に事前協議をしても、最終的に出てくるものはこれだから、意味がないのではないか。

(内閣府) 県の書面による指摘の事例を集めたらこういうものが出てきたといふことだが、配置に関する意見が出なかつたからといふと、配置に関する協議の必要性がないといふ話ではない。

(木村参事官) 補足だが、アンケートでは、支障があるかないかの質問において、ないと考える場合、都道府県全体の適正配置をどのように担保することを考えていますかとしており、事務局としては、適正配置なり広域調整を踏まえての意見と考えている。なお、アンケートは関係府省と分権室の連名で出している。

- (高橋部会長) そのアンケート結果がこれであり、実質的な意味を証明するような結果ではないのではないか。閣議決定まで時間があるため、今日の議論を踏まえて、よく検討してほしい。
- (文部科学省) 幼保連携型認定こども園の事前協議の関係について、幼稚園型や私立幼稚園の認定は私立学校審議会ですべて基本的に審査されるが、その関係がこのアンケートにはあまり十分に反映されていないと思う。私立幼稚園は、3～5歳の幼稚園の場合の設置認可は都道府県の知事部局だけで議論されるため、その関係と裏表の関係の部分も多少はあるのではないかと考えておく必要がある。当然、需給調整だけを都道府県の私立学校審議会でするわけではないが、私立学校の健全な発展という意味で、定員調整は大事な役割であり、そちらに影響が出るような場合に、指定都市や中核市からの事前協議が全くなくなってしまって、果たしてそういった調整が私立学校審議会でするのだろうかという論点はあるのではないかと。
- (高橋部会長) アンケートに私立学校審議会の関係に係る意見が含まれていないとの文部科学省の意見について、事務局はどのように考えているか。
- (木村参事官) アンケートでは、事前協議に関して私立幼稚園主管部局と連携しているかという問いかけをしている。連携していないもしくは同一であるという回答も多数ある。
- (高橋部会長) アンケートそのものは、関係府省と分権室で調整の上行っており、アンケート結果に幼稚園の視点が入っていないという意見は受け入れがたい。
- 幼稚園行政の話が出てきたのは2次ヒアリングが初めてである。なぜこのような話が2次ヒアリングで出てくるのか。1次ヒアリングも含め、前段階で調整した上で、論点を整理して、2次ヒアリングを行っている。2次ヒアリングにおいて突然新たな論点を出すのは、手続的に疑義を持たざるを得ない。なぜこの論点が突然2次ヒアリングで出てきたのか。
- (内閣府) 1次ヒアリングのときに、県が認可をするということは私立幼稚園も同じであると言っていた。認定こども園について、1号のサービスをどう考えるかという中で、23ページにもあるような、県としての施設の適正配置について慎重な判断が必要となるという意見が出てきたところであり、それを敷えんとすると、そういう観点があるということで申し上げた。
- (高橋部会長) なぜ1次ヒアリングで明示しなかったのかという話である。2次ヒアリングにおいて突然私立学校の幼稚園に関係しているという話が追加で出てきた。その視点がなぜ1次ヒアリングでは出てこなかったのか。経緯に照らせば、もう一度ヒアリングを行う必要があるかもしれない。
- (内閣府) 承知した。
- (高橋部会長) その上で、幼稚園の視点からしたとしても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律上の基準を満たしていれば、認可をせざるを得ないのではないかと。
- (文部科学省) 基本的には、設置基準を満たしているか、また、その定員の数が適正かどうかというのは、需給バランス等も説明を受けた上で適正かどうか判断する。例えば、幼稚園から高校までは都道府県で、大学は文部科学省ですべてやっており、需給バランスをしっかりと見る形になるが、高校なども、学生、子供の数が減っているので、これ以上はつくらせないという事前の制限を加えている場合もある。幼稚園で制限を加えているところがどれだけあるか分からないが、例えば、そういったものを解除するのか、例外的にこういうものは申請を認めようとするのかというところの判断には、需給調整は非常に大事なポイントになってくる。
- (加藤室長) 議論を拡散させないようお願いする。本案件は認定こども園の話で、幼稚園との兼ね合いで議論をしている。高校や大学という、議論が発散してしまうので、論点を絞った上で回答願う。
- (木村参事官) アンケートでは、事前協議に際して、私立学校審議会や児童福祉審議会等の合議制の機関に諮っているかという問いかけもしており、諮っているところはほとんどないという状況である。
- (高橋部会長) 審議会の話は関係ないと。
- (木村参事官) 関係がないというのが事務局の見解である。
- (高橋部会長) 関係がないという話についてはどうか。
- (文部科学省) 都道府県知事の権限であるため、都道府県知事が協議に関わっていれば、そういった情報は入ってくる。
- (高橋部会長) どういう意味か。
- (加藤室長) ほかの幼稚園については書かれているので、それを考慮して協議で云々ということだと思うが、この協議は、個別の認定こども園の話である。
- (高橋部会長) 申し訳ないが、突然新しい論点を出されても、このヒアリングの場において消化し切れぬ。法

律論なので、法律の条文を検証し、こういう構造になっていると積み上げて議論する必要がある。突然このような新しい論点を出されても、議論ができない。

(文部科学省) その3～5歳がちょうど両方にかかる。

(高橋部会長) 認定こども園について、私学行政の視点や幼稚園行政の視点から需給調整ができるという根拠規定はどこか。

(文部科学省) 私立学校法で規定されている。

(高橋部会長) 私立学校法の第何条か。

(文部科学省) 私立学校法で、私立学校審議会は第8条と第9条で規定されている。

(高橋部会長) 審議会ではなく、需給調整の根拠規定である。

(文部科学省) 私立学校法から、それぞれの都道府県の規則に落ちている。

(高橋部会長) 法律上、需給調整ができると書いていなくて、都道府県規則で需給調整はできないのではないか。

(文部科学省) 例えば、高校の新しい申請はできないといったような抑制は私立学校の審査規程で基準を定めている。

(高橋部会長) それは私立学校法が委任しているのか。

(文部科学省) 法第17条の運営の細目については都道府県のほうで定めるという形で書いている。

(高橋部会長) 計画段階で大まかな調整をすることはあっても、個々の段階で計画どおりに運用しているのであれば、拒否したときには取消訴訟になるのではないか。そんな処分をすれば、取消訴訟で敗訴するのではないか。

(文部科学省) 幼稚園においては、実例がある。

(高橋部会長) 行政指導でやっているのではないか。

(文部科学省) 県としては、間に合っているから申請させないという形でやっている。

(高橋部会長) 幼稚園では、そのような運用をしているのか。

(文部科学省) 幼稚園ではそうである。

(高橋部会長) 幼稚園型の認定こども園における根拠はどうなのか。

(加藤室長) 仮に幼稚園型であったとしても、法律としては、規定がある以上、認定こども園法の規定に従うべきであり、そちらが優先されるのではないか。

(内閣府) 私学審議会の話は当然ながら純然たる幼稚園の話になるわけで、認定こども園についての問題としては、保育所については、指定都市・中核市で完結するが、1号は、幼児教育を受けている人と重複する。そうすると、県は、幼稚園については、配置について審議会にかけると言っているが、その中で、認定こども園部分の人たちも同じ平面で見ると必要があると考えているのではないか。それが23の県としても施設の適正配置について慎重な判断をというところで、県から見た場合には、1号は幼児教育の平面で同じ類型として考えたいということがあって事前協議のルートをしっかり残してほしいという一考だと、だから、必要があると回答しているということではないかと考えている。

(高橋部会長) 考えたいと言われた。ただ、法律の仕組みとしてそうなっているというのであれば分かるが、今の話だと、単なる希望ではないか。

(内閣府) 部会長が言うように、当然ながら、事前協議があったとしても、指定都市・中核市がつくると言えばつくれる仕組みに変わりはない。

(高橋部会長) そうである。かつ、広域的な調整であれば、少なくとも計画段階でのもので十分で、それでとどまる話なのではないか。一々具体の施設について指定都市が定めた区域について都道府県の立場から考え直せと言うのは過剰な関与なのではないか。そこを考えてもらいたい。

(大橋部会長代理) 本日のヒアリングは、この2次回答について議論すると思ったが、突然これまで出ていないことが議題になっている。議論の仕方としておかしいのではないか。

その上で、2次回答の1(2)にある、認定そのものの適否以外の意見を述べることも可能であり、という部分について、事前協議とはこんなに緩やかなものなのか。自由なコミュニケーションをするための手続という捉え方が、地方自治における関与の法制とは全く異質なものに見える。関与法定主義との関係はどうなっているのか。こんなに自由度の緩いものとして、事前協議を考えているのか。

(内閣府) 部会長代理の指摘のとおりである。私たちも、アンケートのときにどのような意見が出たか調べた。そういうことから言うと、協議の対象の周辺部でいろいろな意見が出ている、こういう実態面はある。法的な

仕組みとして、原理原則から考えたときに、どういうものを意見として言うべきか、これは改めてしっかりと考える必要があると認識している。

(大橋部会長代理) 今回、協議が必要か廃止かという議論をしているときに、こういうことが可能であるからと書いてあるが、これは議論の前提にはならないのではないか。

(内閣府) そういうこともあるので、23ページのところで、どうして事前協議が必要なのかと聞いているところの回答を挙げている。

(高橋部会長) 内閣府の立場から言えば、結局、事前協議の在り方から外れているということではないか。協議の在り方から外れた運用であり、それは正すということだが、正したところで残ったものがないのであれば、それは廃止という話になるのではないか。大橋部会長代理の指摘はそういう論理だと受け取ったが、どうか。

(内閣府) 事前協議でどういう意見を述べるか、これが事前協議の対象になっているか、指摘を受け止めて、どこまで意見が言える話なのかということは精査する必要がある。ただ、23ページにもあるように、まさに1号の子供たちについてどう考えるかというところであれば、県が、事前協議を受けて、この教育・保育施設である認定こども園の配置について意見を持っていて、それを指定都市や中核市に伝えるというのは当然のことではないかと考えている。

(高橋部会長) 法的な整理について、我々にもわかに議論できないので、改めてということ。

(内閣府) 1次ヒアリングで申し上げられなかったところがあり、指摘を受けたことは反省する。

(高橋部会長) 変更届出事項について、この際、届出事項が過剰な届出になっていないか、バランスが取れているかを精査してもらうことはお願いできるか。

(内閣府) まず、分かりやすい一覧表をしっかりとつくることを始めたいと思う。当然ながら、事務の効率化から、実際に何ができるか、これもコミュニケーションの話になるので、しっかり現場の意見や事業者の負担を考えたい。できれば早くやりたいと思っているので、一覧表は、年度内を目途に整理したい。関係省庁が多くあるので、そこをしっかりと間違いのないようにしっかりと整理した上で、部会長の指摘のような法律的なもの、重複や不要であるのではないかとすることは、意見交換をして、自治体のほうも不要だという話になれば、それは当然ながら考えていきたい。

(高橋部会長) 事務局とよく調整してほしい。

もう一つ、こういうものは統一フォーマットをつくってもらえと事業者はすごくありがたいと思う。Aタイプ、Bタイプ、Cタイプのようなものがあり、自分のタイプを押すと即座に必要な項目が出てくるようなフォーマットをつくっていただけるとすごくありがたい。そういうものはお願いできないのか。

(内閣府) DXをどれだけ入れるかという話になる。指摘は私たちも同意するが、まず、具体的にそれはどうやってやるのかということもある。

(高橋部会長) まずはエクセルでいい。エクセル表で、自分のタイプを選択すれば、入力画面が出てきて、そこに簡単に入力できるものである。

(内閣府) 恐らく、一覧表をつくるときに、どこへリンクするかやそのような機能をどこまで持たせるかという話が出てくると思うので、一覧表をつくる過程の中でそういう工夫ができるかどうかというのは検討したい。

(高橋部会長) ぜひお願いしたい。

(内閣府) エクセルベースになるかもしれないが、少し考える。ただ、様式自体は、自治体によっても大分ばらつきがあるので、その辺も踏まえて、どこまでが画一的にいけるのかということからはきちんと見て、全面的にかどうかというものはあるが、自治体、事業者ともに、効率的に間違いなくできるように考えたい。

(高橋部会長) よろしく願います。交付金についても、ぜひ対応をお願いします。

<通番8：公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと（内閣府）>

(高橋部会長) 昨年、地方公共団体に対してアンケートを行っているとのことである。そこでは事務負担の増加について、どのような意見があったか。

(内閣府) 自衛隊の基地が所在している自治体などから、特定の時期に事務処理が大量に発生することは、体制の観点から厳しいという意見があった。また、請求漏れの問題があることは分かるが、所属庁から退職時の周知をしっかりとすることが先決ではないかといった意見もあった。

(高橋部会長) 公務員の居住の分布により、一部の地域で負担が多いということはそうかもしれないが、プッシュ型で退職する公務員に対し通知することについてはどうか。これについて、検討していきたいということだ

が、どういう形で検討するのか。意向調査等をされる予定はあるか。

(内閣府) まだ詳細には決めていないが、プッシュ型通知は昨今よく言われており、手を挙げられない人、もしくは、そういう事情のある人に、サービスを届けることは重要な視点だと考えている。ただ、プッシュ型通知を行うことになると、どこまで情報を把握するか、所属庁のほうが多岐にわたるで行えるかなど、様々な懸念がある。また、実務的にきちんと行えるのか。まずは、全体に聞くというよりは、個別にこういうことでできないかということ相談しながら、少しずつ進めるしかないかと考えている。

(高橋部会長) 今の説明がいま一つ飲み込めなかったが、どのようなことを想定されているのか。

(内閣府) 例えば、前回御提案いただいた話であれば、退職した方に本人同意を取った上で、この方は退職したということ、国又は自治体の所属庁から居住市町村に個人情報を送る。どういう形でやるかということはあるが、その退職された方に対して、居住市町村から手続を忘れずにしてくださいというお知らせをする。紙でするのか、電話でするのか、やり方はいろいろあると思う。先ほど申し上げたように、実務的な負担がどこまで発生するのかということの一つの論点。今回の提案においても、自治体は現場の事務負担を気にされていると思うので、いたずらに自治体の事務負担が増えることのないように丁寧に自治体の意見を伺いながら考えていきたい。

(高橋部会長) 受給資格者から請求がなかったら市町村から通知が行くというのも有効かと思う。請求がされないことを待ってからでは、1ヶ月は手当をもらえない期間が出てくる可能性はあるが。

(内閣府) 本当にリアルタイムのプッシュ型通知となると、非常に大きな事務負担になる。長期間の漏れをなくすという観点で、そういう仕組みを考えてみるというのは、一つの考え方としてはあろうかと思う。いずれにしろ、我々が一番気にしているのは現場の事務負担である。日本全体で見れば約1,600万人の支給対象児童がいるので、業務量的には現場に負荷が大きいものなので、まずは支給事務そのものをしっかりするという実務があった上で、さらに漏れがないようにやっていくために、どういう形であればうまくできるかということについて、丁寧に自治体の意見を聞いて検討したい。

(高橋部会長) 本来は、自治体の提案どおりに一元化が望ましいが、そこは、デジタル化などと併せていろいろ考えて、将来的に検討する形になるかと思う。そういった意味では、負担が少ない形で、長期にわたって請求漏れがないように、まずはプッシュ型を考えていただくことが一番ありがたいと考えている。

(磯部構成員) 一元化し、公務員についても居住市町村で支給することについてだが、公務員ではない方は皆請求を行っている。児童手当をもらっている人のほとんどの人はそうやっていて、転居し届出を怠ればもらい損ねるリスクを負っている。ただ、翌月から、1か月分、なぜもらえないのかという案件が行政不服審査会上がってくるということも頻繁にある。そういう意味では、公務員は、公務員でいる間、そのリスクを負わないで済んでいる。退職するときだけそのリスクが生じることに對し、何とかそこをプッシュで隙間がないようにしてあげられるかと、随分と公務員の方に親切な提案で、対応してあげようとしていると思う。なぜ居住市町村に事務負担を負わせてはいけないのか。多くの異動がある時期に事務が増えるのは当たり前で、もちろん制度の切替えのときは大変かもしれないが、長い目で見ると一元化が必要なことであるならばいいのであって、事務の負担が大変だからというだけでは、あまり納得できない。

その上で、プッシュ型通知にせよ、何にせよ、一般の方についても負担やリスクがなくなるような改革をしていく中で、併せて公務員のことについても考えていただきたい。

(内閣府) 御案内のことかと思うが、児童手当の費用負担の仕組みについては、今までも、いわゆる三位一体の改革、国と地方の協議の場での協議の結果など、様々な経緯を踏まえて現在の形になっている。おっしゃるとおり、事務というところだけを見て考える形もあるが、費用負担のところではどういった経緯があったか、そういうところも踏まえて検討していかなければならない。それぞれの財政的な影響をどう考えるか、いろいろな問題も丁寧に議論していく必要がある。まずは支給漏れをなくすという局面であれば、それでできる範囲から始めたいという趣旨である。

(伊藤構成員) 事務負担やもちろん財政的な負担もあるが、例えば、民間の企業城下町のようなところだって同じような状況になっているわけで、比較的若い方がたくさん住んでいるような自治体はそれなりに負担をしているということだと思ってしまうので、あまり理由にはならないのではないかと。もちろん過去の経緯があるということも重々承知しているが、被用者年金を一元化するというタイミングからすると、早めに対応したほうが、長期的にも受給される方の納得がいく形になると思うので、検討のための道筋をつけていただきたい。

(内閣府) 様々な意見があることは承知しつつも、いろいろな組合せの中であるので、丁寧に関係者と議論を重

ねていくしかないと考えている。

(高橋部会長) 引き続き、閣議決定に向けて、事務局とよく御調整いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)